



めむろ議会だより

2009.2 No. 111

発行/芽室町議会 編集/議会運営委員会 TEL. 0155-62-9731 FAX. 0155-62-9813 http://www.memuro.net/ E-mail:g-shomu@memuro.net

平成20年第6回12月町議会定例会 一般質問

- 2 ページ 藤森善一郎 議員
- ・芽室町における農業対応について
 - ・芽室町における子育て支援について

- 3 ページ 広瀬 重雄 議員
- ・国の医療制度改革における本町の影響について
 - ・芽室町立特別養護老人ホームの民営化について
 - ・芽室町の商工業の振興について
 - ・水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)について

- 5 ページ 小椋 孝雄 議員
- ・防犯対策と交通安全の推進状況について
 - ・消費者の安全・安心の確保の推進状況について

- 6 ページ 岡崎榮太郎 議員
- ・生ごみの利用について

- 7 ページ 常通 直人 議員
- ・町長公約(マニフェスト)の進捗状況と事務事業評価について

- 8 ページ 梅津 伸子 議員
- ・子どものいる世帯への国民健康保険資格証明書発行について
 - ・後期高齢者医療制度における「特定健診」「検診」について
 - ・子育て支援・保育サポート活動について

議会の動き

■第1回町議会定例会(予定)

- ・会期 3月3日(初日) 9日・10日・11日(一般質問) 26日(最終日)
- ・時間 9時30分
- ・内容 補正予算ほか

※委員会については随時開催しますので、詳しい日程等は事務局にお問い合わせください。

一般質問

6人の議員が町長の町政に対する姿勢について、たどりました。



藤森 善一郎 議員

芽室町における 農業対応について

町長：農業者との信頼関係を一層築いていきたいと考えている。

Q 1点目、以前は農家の人達が役場の担当課に絶えず顔を出していたと思うが、何故、役場に来なくなったのか、町長の率直な見解を伺いたい。

2点目、町民の多くからは、もっとはっきりした農業と役場とのコミュニケーションをとれるような課にできないかという話もある。これについても伺いたい。

3点目、将来展望としての農政部分を司る役場機構としての見直しについて、町長の見解を伺いたい。

A 町長 1点目、ここ10年ぐらいの状況について、具体的な調査資料を整えてはいないが、御指摘のとおり、担当課への農業者の来庁者数は減少の傾向にあると思われる。ただ、最近では農業者からの各種相談及び申請事務などの行政指導件数は、農地・水・環境保全向上対策事業を始め、ここ数年の農業制度を根本から変えるような新規事業においては、担当課への相談など農業者の来庁は多くなっている。いずれにしても、農業者が担当課へ来る機会の減少が、生産者である農業者と町の担当者の真の信頼関係の希薄が源であってはいけなと考えており、今後も一層生産者である農業者との人と人の信頼関係を築いていきたいと考えている。

2点目、農業者と町行政が一体となって事業を遂行しなければならないことから、その時々を情勢を

反映し、農業関係者と常に事業の相談、研究、指導を重ねているところである。また、最大の目的である生産性の向上と安定については、農業振興センターの技術指導を核として生産者、そして町の中に共通した認識が確立し、コミュニケーションが図られるように努めていきたいと考えている。

3点目、20年4月、産業振興課を設置し、今日まで約9か月が過ぎ地域経済のかなめである農業を核とし、農・商・工連携を図っているところだが、昨今の中国企業での農薬混入や冷凍食品問題が社会問題化し、消費者からは農畜産物に対する食の安全・安心が一層強く求められ、本町の農畜産物に対する期待は大きくなっていることを実感している。

このような現況下、19年末、数社の食品関連企業から新たな事業展開を検討するための問い合わせもあり、企業誘致の促進を図りながら地元農畜産物で企業と生産者をつなげることや、加工による付加価値の増大、農畜産物のPR及び販売促進、消費拡大につなげるために、農・商・工連携の地域経済振興を図っているところである。

産業振興課としては、20年4月からスタートした第4期芽室町総合計画の政策として掲げた農業と連携した活力ある商工観光の振興に伴い、地域内循環の推進と商工業の振興の施策を推進しており、今後においては、これらの状況を検証し、基幹産業の農業を核とし、経済、産業の振興が図られる組織になるよう毎年のように点検を加え、改善すべきは改善しながら対応していきたいと考えている。

芽室町における 子育て支援について

町長：芽室町発達支援システムにより発達に不安のある児童の早期発見・早期支援を行う。

Q 本年4月に子育て支援課を設置し、9か月を過ぎようとしているが、全国に先駆けるような子育てのアイデアをお持ちか、町長の見解を伺いたい。

A **町長** 特別な子育て支援策を打ち出すことよりも、むしろ子育て支援策の最大課題と指摘される子育て支援を体系化し、総合的に行うことに主眼を置き、子育てしやすい芽室町という子育て世代に安心と満足を与えるような少子化対策を目標としているところである。ただ、総合計画の施策である充実した幼児教育として、21年度からのスタートに向けて準備中の芽室町発達支援システムの構築については、道内市町村では初となる総合的取り組みであると考えている。この芽室町発達支援システムは、発達に不安のある児童の早期発見と早期支援に向けた相談や療育態勢を整備・充実し、幼児期から学齢期、就労期までの情報を継続させ、成長にあわせた安定した支援を行おうとするものである。



広瀬 重雄 議員

国の医療制度改革における本町の影響について

町長：安全・安心の生活基盤を確保するため、公立病院運営に最大限の努力をしていく。

Q (1) 医療費適正化について
1点目、この計画がもたらす公立芽室病院の経営に対する影響について、どのように分析されているか。

2点目、療養病床の再編成が、本町における医療・介護全体にどのような影響や課題が予想されるか見解を伺いたい。

(2) 後期高齢者医療制度について

1点目、この制度については、様々な議論が全国的に起きているが、円滑な制度移行がされたと考えるか。また、住民からどのような問い合わせ、意見等があったのか伺いたい。

2点目、国は制度の見直しも検討していると聞かれますが、制度自体の問題点があるとすれば、どのようなことがあるか見解を伺いたい。

A **町長** (1) 1点目、経営的にはマイナスの影響は出ていないが、町民皆さんの安全・安心の生活基盤を確保するため、今後とも公立病院運営に最大限の努力をしていく所存である。

2点目、公立芽室病院には療養病床はなく、町内のサービス基盤としては直接的な影響はないと考える。しかし、町外の医療機関に入院されている方もおり、療養病床再編の判断によっては、利用者負担等が現在と変わる可能性もあり影響が出ると考えるが、今後本人の状態や意向に合った生活の場を確保していくために、関係機関との情報交換を強化し、連携を密にしていきたいと考えている。

(2) 1点目、本町では、制度開始に向け混乱が生じないように、できる限りの準備に努めたところだが、全国的には大きな混乱が生じ、一部には制度への誤解も生じるなど、該当する皆さんの戸惑いが拡大した状況がある。これらを考えれば、必ずしも円滑に制度移行したとは考えていない。

町民の皆様からの問い合わせや意見等については、保険料の負担軽減策や納付方法の選択などの問い合わせが増えている状況である。

2点目、この制度の持つ意義について、私は決して間違っているとは考えていないが、まだまだ多くの改善点があると認識しており、今後も必要な見直しを図られていくものと考えている。

芽室町立特別養護老人ホームの民営化について

町長：移譲法人に対し協調・連携を強く働きかけていく。

Q 1点目、芽室町立特別養護老人ホームは、平成21年4月からの民営化に伴い、現在様々な準備が進められていると推察するが、移譲後、町としての関与はどのようにされていくのか。

2点目、運営法人に対し、間接的、また法的にも住民の意思をどのように伝え、反映させることが出来るのか。

A **町長** 1点目、民営化の目的は、何より利用者に対する介護サービスの質的向上にある。これを踏まえ、町は運営について責任ある関与をしていかなければならないと認識しており、3つの側面があると考えている。1つに、移譲者

の立場からのチェック、2つに、介護保険者としての法的な関与、3つに、老人福祉増進に関わる責務である。移譲先法人に対しては、庁内関係機関との協調、連携を強く働きかけていく。

2点目、町は移譲先法人から毎年報告を受ける事業報告等の内容を始め、指導監督の状況などを逐次町議会へ報告し、法人運営並びに町関与の状況等について議会のチェックを受けることとなり、間接的ではあるが、移譲先法人の施設運営に議会意思が反映できるよう努めていく。



芽室町立特別養護老人ホーム

芽室町の商工業の振興について

町長：農・商・工の連携での振興策を
図っていく。

Q **1点目**、最近の世界及び日本経済は様々な要因により低迷し、景気も悪化していると報じられているが、地域経済、特に十勝・芽室の状況をどのように把握されているのか伺いたい。

2点目、現在の経済状況を踏まえ、来年度に向けてどのような商工業の振興策を講じていくのか伺いたい。

A **町長** **1点目**、このことは、芽室町内における地域経済全体への影響も大きく、企業の設備投資の低下、雇用の場の減少、消費の低迷など、商工業に広く連鎖してくることを危惧している。

本町としては、地域経済の動向を迅速、かつ、的確に把握し、国や北海道に対し強く要請する一方で、関係機関との情報交換に努めてまいりたいと考えている。

2点目、本町の農畜産物が安心して安全だという評価から、全国の企業から注目が高くなっていることもあり、企業誘致と並行して積極的な地元産品のPR、並びに生産者と企業や消費者などとのつなぎ役の役割を果たし、農・商・工連携での振興策を図っていく。

水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)について

町長：今後も引き続き、担い手への情報提供を図っていききたい。

Q **1点目**、戦後最大の農政改革として導入された「品目横断的経営安定対策」は、やがて2年が経過するが、円滑な制度移行が実施されてきたのか伺いたい。

2点目、現本制度の目的として、意欲ある担い手の育成・確保・支援そして足腰の強い農業経営の構築があるが、農業者が高い経営意欲を維持し、かつ、安定的な収入確保がなされたのか見解を伺いたい。

3点目、本制度実施に向け、町としてどのような関わりをされてきたのか、また今後どのような対応を考えられているのか伺いたい。

A **町長** **1点目**、制度導入後の一部見直しなどを考えると、円滑な制度移行であったと申し上げにくいこともあるが、2つの対策の実施と安定導入を考えると、円滑に進んでいると考える。

2点目、現在、本町では650経営体、約96パーセントが認定農業者になっており、この対策の導入は、「ならし」と「げた」2つの対策を実施したことにより経営所得の安定が図られたと考え、今後はこの2つの対策と同様の対応策が継続的かつ安定的に導入されることで、認定農業者皆さんの経営意欲の維持と安定的な所得確保が実現すると考えている。

3点目、町としては、平成19年4月に芽室町担い手育成総合支援協議会を設立し、担い手の育成確保の取組を推進していくとともに、水田・畑作経営所得安定対策等への関係機関・団体と一体となった取組を図ることを目的に各種事業を進めている。

今後も引き続き、関係機関・団体と情報共有を図り、様々な事業への取組及び担い手への情報提供を図っていききたいと考えている。



小椋 孝雄 議員

防犯対策と交通安全の 推進状況について

町長：今後も子供の安全活動を推進し
充実させる。

Q 1点目、本町は近年、自転車の盗難・車
上ねらい・器物破損等が上位を占めている
が、犯罪発生抑制をどのようにしている
のか、防犯対策事業の進捗状況を伺いたい。

2点目、警察等の関係機関との連携強化をどの
ようにしているか。

3点目、「子ども安全サポート隊を結成しないで
既存の組織を支援しながら活動の充実を目指す」と
いうことであるが、どのような支援をし、活動の充
実を目指しているのか、進捗状況を伺いたい。

4点目、地域での「子ども110番の家」の活用状
況を伺いたい。

A **町長** 1点目、芽室町防犯協会と芽室町
少年補導委員会が共同でイベント時の巡視
活動や、年2回、駅周辺駐輪場で、不備の
ある自転車について所有者に改善をお願いしている。
また、防犯協会では町内会と協議し、市街地と市街
地周辺のパトロールなどを行っており、少年補導委
員会では、嵐山キャンプ場巡視活動や学校訪問によ
る生徒との懇談を初め学校の夏・冬休み期間を除き
毎週1回、芽室駅の巡視活動を行っている。

2点目、防犯関係については、防犯協会や少年補
導委員会の総会などに出席を依頼、また警察と防犯
協会、少年補導委員会が協調し、振り込め詐欺緊急
対策として町内スーパー2か所のATM前で監視活
動を展開したところである。

交通安全対策において、年4回の旗の波作戦を各
種団体、警察と行政が連携のもと行っている。交通
安全については高齢者が被害を受ける割合が高いこ
とから、芽室町老人クラブ連合会の御協力のもと、
交通安全意識を高めるための取組を帯広警察署や芽

室交番の協力を得ながら行っている。

3点目、子供の安全サポート活動の目指すものは、
各学区においてPTA、町内会等の皆さんが地域
の実情を踏まえた上で子供の安全活動を推進するこ
とであると考えており、20年度は小学校4校区が行
っている活動に必要な物品の支援をし、今後も必要
なものについては協議し、充実をする考えである。

A **教育長** 4点目、町内の小・中学校での
取り組みは、子ども110番の家に先生やP
TA等の方々が訪問、学校では顔合わせの
集いを開催、また外部講師を招き子ども110番の家
についての学習が行われている。

消費者の安全・安心の確保の 推進状況について

町長：生活安全推進協議会を情報交換の場として、
消費者被害の未然防止を進めていく。

Q 1点目、消費者被害防止や、食の安全・
安心に向けた体制づくりの進捗状況と、啓
発・情報提供の充実をこれからどのように
図っていくのか伺いたい。

2点目、本町における振り込め詐欺の被害状況及
び未遂状況を伺いたい。

3点目、消費者相談の充実の中にあって関係機関
との連携強化、インターネットを利用した相談体制
の整備状況を伺いたい。

4点目、相談や苦情を消費者問題の未然防止につ
なげるための仕組みづくりの検討状況を伺いたい。

A **町長** 1点目、町としては、食の安全・
安心は消費者保護の観点から重要な政策と
とらえ、日ごろから消費者協会と連携して
いるところであり、今後さらに地元農産物の安全・
安心のPR、農業担当セクションとの情報交換も含
め、連携強化を図っていく考えである。

2点目、被害発生はないが、未遂として交番への
通報が1件、また数年前にオレオレ詐欺の現場を消
費者協会相談員が警察官立ち会いのもと未然に防い
だこともある。

3点目、消費者協会では、月曜日から金曜日まで
毎日相談室を設置している。インターネットの活用
については、基本的に消費者相談は対面、電話によ
る相談となっており、高齢者の相談件数が主なこと

もあり、メールでのやりとりは難しいものと考えている。

しかし、若い世代をターゲットにした巨大販売詐欺などの実態もあることから、将来に向けて検討したいと考えている。

4点目、町としては、地域安全の基本である交通安全や防犯問題、高齢者の生活安全問題などを総合化し、生活安全推進協議会を情報交換などネットワークシステムの再構築の場とするなど、関係機関・団体と協議を重ねているところである。この中でお互いの組織の啓発・啓蒙が行われ、消費者被害の未然防止が総合的に進められるよう検討していく。



岡崎 榮太郎 議員

生ごみの利用について

町長：新エネルギービジョン策定の中で、生ごみの活用について論議しているところである。

Q 芽室町では、現在、生ごみは燃えるごみとして処理をしているが、燃やすのではなく有効な堆肥として町内の農業者や町民が活用できる手法を検討すべきと考えるが、町長の見解を伺いたい。

A **町長** 本町では、ごみの排出抑制と循環型社会の形成に向けて資源の有効利用を目的に、平成15年4月から燃やすごみと燃やせないごみの有料化を図り、あわせて指定ごみ袋を導入し資源ごみの分別収集を行ってきたものである。

本町から十勝環境複合事務組合のくりりんセンターに搬入した生ごみを含む燃やすごみは、平成19年度実績は3,284トンで、前年度と比べ139トンの減、約4.1パーセントの減少となっている。北海道が調査した平成18年度の生ごみリサイクル実態調査結果によると、生ごみを利活用している市町村は全道で73あるが、そのうち人口1万人以下の市町村が8割を占めており、生ごみ利用では6パーセントに満た

ない現況である。資源化の種類では堆肥化が最も多く、全体の約5割となっており、次にメタン回収、汚泥再生の順になっている。

また、この調査で今後利活用の検討を行わないと答えた市町村に、その理由を調査したところ、1つに、新たな施設設備費と維持管理費、2つに、収集処理経費の増加、3つに、住民の理解が得られない、4つに、資源化物供給先の確保の困難性、以上4点の回答があったところである。

本町では家庭から排出される生ごみや廃棄物処理法で処理方法は地域の実情に応じて処理すると定められていることから、平成13年に策定した芽室町ごみ処理基本計画の中で、現状では燃やすごみと位置づけし、くりりんセンターに搬入して燃焼し、電気を発電した上で余剰電力については電力会社に売電しているところである。

有効な堆肥として活用できないかとお尋ねであるが、今日までの生ごみに対する対策としては、昭和60年からの一般家庭を対象にコンポストの助成、密閉式ごみ処理容器の助成、電動式ごみ処理機の助成を行ってきたところである。また、本町が加入している十勝環境複合事務組合では、現在生ごみの再利用施設整備についての計画は持っていないが、この十勝環境複合事務組合に生ごみの再利用化を求めるとすれば、施設整備の初期投資が必要となるものであり、組合全体の処理計画に位置づけることは困難性が高いと考えている。

しかし、町民生活から排出される生ごみの処理にあっては、地球環境問題からかんがみても焼却がベストと考えていないものであり、堆肥化やペレット化などを図り、循環型社会確立を目指し模索をしていかなければならないと考えている。

現在、町では新エネルギービジョンを策定中であるが、生ごみの活用については、その中で有機性廃棄物の処理システムを地域特性に即してどのような視点から構築できるかを論議しているところであり、まだ結論は出ていないが、当面その推移に期待をしているところである。



くりりんセンター



常通 直人 議員

町長公約(マニフェスト)の進捗状況と事務事業評価について

町長：事務事業の評価については、行政課題に対する認識を再徹底し、漏れのないよう指示する。

Q 1点目、町長公約(マニフェスト)の4つの柱(子育てがしやすいまち・加齢の喜びを実感できるまち・農業を核として経済が循環するまち・きびしい行財政でも希望と活力があふれるまち)とその内容に関して、現在までに順調に成果の出ているもの、若干遅れているもの、また計画を変更したものについて伺いたい。

2点目、進捗状況を踏まえ、今後、何を重点として公約(マニフェスト)を進めていきたいと考えているか伺いたい。

3点目、毎年約700ある全事務事業の評価を行い、次年度に向け検討していることは大変良いことと思うが、公約(マニフェスト)に記載の事業の中には、例えば「子どもの安全・安心情報発信システムの構築」など、町のホームページで公表されている「事務事業マネジメントシート」で評価を行っていないように見受けられる事業もあるが、このような事業は、誰がどのように管理をして評価を行っているのか伺いたい。

4点目、「芽室町自治基本条例」の中では、「町長等は、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。」「町長等は、最もふさわしい方法で行政評価を行うよう常に検討し、改善します。」と規定しているが、いつ、どのように外部評価を実施するのか。また、どのように評価制度を改善していくのか伺いたい。

A **町長** 1点目、子育てがしやすいまちづくりでは、子育ての木委員会や子育て支援課の設置など、保健・医療・福祉・教育に関する機関・団体の連携も含めた支援・検討体制を構築し、出生から義務教育まで子供のはぐくみに合

わせた系統的施策を実現するため、子供情報の連携を目指している。具体的な事業への取組としては、乳幼児医療給付制度の拡充、社会ニーズに対応した学童保育所の充実、発達支援システムの新構築、学校図書の実、社会福祉法と共同の保育事業の充実、そして障害者のショートステイ事業充実などがある。

農業を核として経済が循環するまちでは、農業政策の大きな転換となった水田・畑作経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策に対応するため、芽室農協などの関係機関との情報共有と連携を深め、芽室町担い手育成総合支援協議会を設置し、総合的観点に立って農業者への説明、事務的な支援などを行ってきている。

加齢の喜びを実感できるまちについては、行政サポートの制度化はまだ実現しておらず、この分野が若干遅れがあると考えているが、退職者を対象とした健診の奨励などを進めている。

きびしい行財政でも希望と活力があふれるまちでは、芽室町自治基本条例でまちづくりの制度、原則を明示し、町民の皆さんとの協働のまちづくりを進めるため、そよ風トークの開催や地域担当制度の充実、そして何より主管課の説明責任の充実を推進し、的確な情報公開で培われた町民の皆さんの行政参加の定着を目指してきている。

私は、自ら掲げたマニフェストは、全体として順調に推進していると考えており、現在この進行管理についての取りまとめを行っており、その反省と評価を踏まえ、今後の課題を整理し、まちづくりを進めていきたいと考えている。

2点目、今後10年間のまちづくりを描いた第4期芽室町総合計画策定は、私が考える行政課題と今後の取組を反映したものである。したがって、マニフェストの推進項目は、総合計画の実施計画に溶け込ませたものであり、重点施策とした6つの施策を重点化して取り組んでいくことでマニフェストの実現の重点化も図られると考えている。

3点目、事務事業評価は、町が行っている事業すべてについて行うことが原則である。一部、成果等をしっかり記載していないものも見受けられるとの御指摘であり、今後、シートの精度を高めるよう努めてまいりたいと考えている。

事務事業の評価は、それぞれの主管課の監督職員や管理職員がそれぞれの役割を発揮し、進行管理しているが、もちろんその責任者は私であるので、各監督職員、管理職員に行政課題に対する認識を再徹底し、漏れのないよう指示するとともに、新たに評価単位を設定することも含めて、役場庁舎内の総合

計画推進委員会の機能強化を図りながら、その改善に努めてまいりたいと考えている。

4点目、評価組織については、全く新たな組織を創設するのではなく、第4期芽室町総合計画策定の諮問機関である総合計画審議会を外部評価機関に機能変換したところであり、施策評価に当たっては、町民の皆さんの御意見を参考とするため、例えば総合計画の基本目標ごとにテーマを分割して町民意見交換会を開催することも考えている。したがって、評価機関となる総合計画審議会では、行政による内部評価や町民意見交換会の意見をもとに、総合計画に記載した38の施策について評価していただく体系を整えたところである。



梅津 伸子 議員

子どものいる世帯への国民健康保険資格証明書発行について

町長：法律改正の動向を見ながら、保険証が交付できるよう全力を挙げる。

Q 国保制度における税滞納世帯に対する資格証明書発行（保険証未交付）による受診抑制が社会問題となっている。資格証発行は、国民皆保険の精神、住民の生命と健康を守る自治体の役割と逆行するものである。本町で9月15日現在の調査で35世帯に保険証未交付となっており、この中に乳幼児・児童生徒が含まれていることは重大である。このことに関して町長の見解を伺いたい。

1点目、保険証・資格証明書それぞれの受診率の比較について伺いたい。

2点目、不況で家計が落ちこみ、国保税が高すぎる中、親の経済力による滞納は子どもに責任はなく、本町では子どもに生きる権利・育つ権利・守られる権利を地域・行政が保障する「子どもの権利に関する条例」を定めている。さらに保険証未交付は、憲法で保障された生存権を奪うものであることから、子どものいる世帯への保険証未交付の事態を直ちになくすべきと考えるがどうか。

A 町長 1点目、本町における平成19年度の一般被保険者の受診率は、入院・外来の合計で1人当たり年間平均8.3回であり、子どもがいるいないの基準では分析していない。資格証での受診は、子どものいる1世帯9件があった。

2点目、現行の国民健康保険法のもとでは、資格証発行はやむを得ない措置と考える。「子どもの権利に関する条例」の趣旨を生かすには法律上、力の大きい国民健康保険法の制約を受ける。経済的な理由で子どもの診療を控えることがあってはならないという気運が社会的に高まり、中学生以下の子どもには保険証を交付するよう、国が法律を改定する方向になっており歓迎している。

今後、対象となる世帯に対して、納税相談の通知発送にとどめず足を運び、保険証交付につなげたいと考える。

後期高齢者医療制度における「特定健診」「検診」について

町長：現時点では特定健診の無料実施は考えていない。

Q 1点目、75歳以上の健診費用、がん検診費用の軽減をはかるべきと考えるが見解を伺いたい。

2点目、平成19年度の決算では、1年間の町財政において約7億円の剰余金が明らかになった。本町の発展に尽くしてこられた高齢者の特定健診を無料にすべきと考えるがどうか。

A 町長 1点目、後期高齢者広域連合では国に対して、被保険者の健康増進のため必要と認められる事業に対する予算計上を要望してきた。10月、国が制度に対して予算計上を決定した。広域連合では、市町村が従来から実施してきた特定健診以外の人間ドックの経費を助成対象とするものとして各自自治体に金額の報告を求めてきており、本町では155万円と報告した。しかし国の方針は、がん検診は対象外との方針は変わらず、そのための予算化ではない旨の通知がなされた。今後、広域連合に対して国との事務処理のあり方について意見を上げる。国に対しては、がん検診への補助を改めて要望していく。

2点目、7億円の不要額で財源は残るが、中期的な計画で事業も考えているので、理解願いたい。現

状では特定健診の無料実施は考えていない。

子育て支援・ 保育サポート活動について

町長：今後も引き続き支援していく。

Q 本町の子育て支援ネットワークが地域に根つき乳幼児から小学生対象へと広がっている。本町の第4期総合計画・子育て支援実施計画に関連して見解を伺いたい。

1点目、保育サポート隊の位置づけ、今後の具体的な取組について伺いたい。

2点目、サポート隊の安定した運営のため町としての支援をどのように考えているか伺いたい。

A **町長 1点目**、地域住民や育児サークル団体等と子育て支援センターなどの協働体制により、安心して子どもたちを預け支えることができる環境づくりをすすめるためのものである。具体的には、ひばりワクワク広場・子育て支援センターに登録されているボランティア・育児ネットめむろなど、すばらしい活動が行われているが、保育サポート隊事業は、こうした既存の団体・個人の育児サポートに加え、行政以外のサークル・団体等が中心になるなど町をあげて保育を担っていくためのものである。子育て支援課で来年度から、子育ての木放課後部会を開催し、上美生小・南小校下の放課後対策のための児童保育サービス事業を検討している。

2点目、ひばりワクワク広場への財政支援は行う。場所の確保についても検討する。

委員会活動の状況

案件が増加してくると、議会の本会議だけでは詳細な審議を尽くすことが困難になってくることから、「委員会」を設置して、専門的に審査・調査をします。芽室町議会には現在、3つの常任委員会と議会運営委員会、議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会があり、それぞれ活動しています。平成20年の開催内容等については次のとおりです。

委員会名	開催回数	開催内容
総務常任委員会	19回	・国民健康保険税課税に伴う共有資産の取扱いについて ・学校給食における中国産野菜入り冷凍食品等の使用について ・ブラジル日本人移民100周年記念国際親善ゲートボール大会について など
厚生常任委員会	25回	・各農村地域保育所訪問 ・芽室町立特別養護老人ホーム民営化推進状況について ・芽室町公営住宅火災状況について など
経済常任委員会	15回	・農地・水・環境保全向上対策について ・新嵐山スカイパークの今後のあり方について ・農作物生育状況調査について など
議会運営委員会	29回	・芽室町議会定例会（3月・6月・9月・12月）の運営について ・めむろ議会だより、まめ通信の発行（校正）について ・議会への意見に対する回答について など
議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会	5回	・委員長、副委員長の選任について ・委員会の今後の取り進め方について ・調査特別委員会運営に係る調査方法について など

議長交際費執行状況公表

議長交際費を、「芽室町長の交際費の公開に関する要綱」に準じて公開することとしました。今月号では、4月から1月までの支出状況をお知らせします。

No.	支出年月日	支出項目	支出の区分	支払金額
1	4月21日	広尾町長選挙 当選祝い	渉外費	3,500
2	5月9日	芽室町観光協会総会お祝い	慶 祝	3,500
3	5月14日	東工業団地親交会「野遊会（花見）」会費	渉外費	1,000
4	5月16日	「2008原水爆禁止国民平和大行進」への賛同募金	渉外費	5,000
5	6月7日	平成20年度東京芽室会総会の際の総会負担金	渉外費	7,000
6	6月21日	自衛隊帯広地方協力本部創立2周年記念祝賀会	渉外費	5,000
7	7月9日	岐阜県いび川クラブ歓迎懇親会	渉外費	4,500
8	7月23日	横浜冷凍第二物流センター竣工式	慶 祝	3,500
9	7月27日	第25回めむろ商工夏まつり花火大会協賛金	その他	20,000
10	7月31日	議会運営委員会道内所管事務調査	渉外費	6,000
11	8月2日	芽室東工業団地親交会パークゴルフ大会	渉外費	1,000
12	9月5日	第22回発祥の地杯全国ゲートボール大会「レセプション」	渉外費	2,000
13	9月7日	第5旅団創立4周年・帯広駐屯地創設57周年記念行事	渉外費	4,000
14	10月2日	札幌芽室ふる里会歓迎懇親会	渉外費	24,000
15	10月4日	第26回大樹町めむろ会総会・懇親会	渉外費	4,000
16	10月6日	十勝エコロジーパーク記念式典・祝賀会	渉外費	3,000
17	10月7日	西部4町議会正副議長会議	渉外費	1,200
18	11月1日	芽室青年会議所創立35周年記念式典・祝賀会	渉外費	3,500
19	11月7日	第22回旭川芽室会定期総会・懇親会	渉外費	5,000
20	11月16日	第5特科隊創隊4周年記念行事	渉外費	5,000
21	11月22日	揖斐川町来町者歓迎会	渉外費	5,000
22	11月25日	平成20年度永年勤続優良商工従業員表彰式	慶 祝	3,500
23	1月12日	芽室青年会議所新年交礼会	渉外費	3,000
24	1月16日	市町村行政懇談会・新年交礼会	渉外費	8,000
25	1月23日	芽室東工業団地親交会平成21年度定期総会	渉外費	3,000
26	1月23日	2009年芽室地区連合・芽室平和運動フォーラム旗開き	慶 祝	3,500
27	1月27日	平成21年自衛隊協力団体新年交礼会	渉外費	5,000
28	1月27日	芝田山後援会総会お祝い	慶 祝	10,000
29	1月29日	芽室町商工会新年交礼会	渉外費	2,000
		計		154,700

区 分	件 数	金 額
渉 外 費	23 件	110,700
そ の 他	1 件	20,000
慶 祝	5 件	24,000
計	29 件	154,700

皆さんの町政です。議会を傍聴しましょう！

※議会における本会議、特別委員会、常任委員会の様子は、どなたでも見学することができます。

<http://www.memuro.net/>

お問い合わせ：議会事務局 TEL 62-9731